

公益社団法人日本心理学会定款細則

第1章 通則

第1条 公益社団法人日本心理学会定款（以下、定款という。）第59条に基づき、会費、代議員及び役員（理事及び監事、理事長及び常務理事）の選出、委員会、大会等に関する諸規程を設ける。

第2章 会費

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

（1）正会員 5,000円

2 この法人の会費は次のとおりとする。

（1）正会員 年額 11,000円

（2）賛助会員 年額 1口以上（1口50,000円）

3 入会金は入会時に、また会費は前年度末までに納入しなければならない。

第3章 代議員の選出

第3条 代議員は、専門別代議員及び地域別代議員から構成される。

第4条 代議員は、正会員の直接選挙によって選出される。

第5条 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれにあたる。

2 理事長は、役員以外の会員から、選挙管理委員若干名を選考する。

3 選挙管理委員会は、選挙投票日の6箇月前現在の会員名簿をもって選挙台帳とし、これを正会員に通知する。

第6条 代議員の選挙は、次のように行う。

（1）所定の投票用紙を用いた無記名の郵便投票とする。

（2）選挙人はすべての正会員とする。

（3）被選挙人はすべての正会員とする。

（4）専門別代議員については選挙人の専門にかかわらず3名連記、また、地域別代議員については選挙人の地域から3名連記とする。

第7条 当選者の決定は、次のように行う。

（1）当選者の決定は、専門別及び地域別のそれぞれについて、得票数の上位から定数

までを当選とする。ただし、4票以下の得票者は当選者としない。

(2) 当落の境界に同点者が生じた場合は、抽選によって決定する。

(3) 同一人が専門別及び地域別の双方に当選した場合は、専門別による当選を優先し、地域別の当選者は次点者をもって補う。

第8条 専門別代議員の区分及び定数は、次のように定める。ただし、選挙台帳に登録している専門別区分が複数の場合は、第1順位のものをもって被選挙人の専門区分とする。

(1) 区分は、次の5部門とする。

① 第1部門（知覚，生理，思考，学習）

② 第2部門（発達，教育）

③ 第3部門（臨床，人格，犯罪，矯正）

④ 第4部門（社会，産業，文化）

⑤ 第5部門（方法，原理，歴史，一般）

(2) 定数は、当分の間150とする。各部門の定数は、選挙台帳に基づく各部門の所属正会員数に応じて比例配分する。

第9条 地域別代議員の区分及び定数は、次のように定める。ただし、所属地域は選挙台帳により、選挙人及び被選挙人に主要所属機関がある場合は、その所在地域とする。

(1) 区分は、次の7地域とする。

① 北海道

② 東北（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県）

③ 関東（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県）

④ 中部（富山県，石川県，福井県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）

⑤ 近畿（滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）

⑥ 中国・四国（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）

⑦ 九州・沖縄（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県）

(2) 定数は、当分の間150とする。各地域の定数は、選挙台帳に基づく各地域の所属正会員数に応じて比例配分する。

第10条 代議員は、総会の決議によって選任する。

2 代議員の任期は、選任の2年後に実施される選挙の終結の時までとする。

第4章 理事及び監事の選出

第11条 理事は、専門別理事及び地域別理事から構成される。

第12条 理事の定数配分は、原則として専門別理事15、地域別理事15とする。

第13条 専門別理事、地域別理事及び監事の選挙は次のように行う。

- (1) 所定の投票用紙を用いた無記名の郵便投票とする。
- (2) 専門別理事は専門別代議員の、また地域別理事は地域別代議員の互選とする。監事は、全代議員の互選とする。
- (3) 代議員は、専門別・地域別理事を自らが所属する専門と地域ごとに単記で投票する。
- (4) 全代議員は、監事（定数2）を単記で投票する。
- (5) 専門別・地域別理事の当選者の決定は、第7条に準じて行う。ただし、第7条(1)の“ただし”以下の条文は適用しない。
- (6) 当落の境界に同点者が生じた場合は、抽選によって決定する。
- (7) 専門別・地域別理事、監事の双方に当選した場合は、理事を優先する。

第14条 専門別理事は、第8条で定められた区分のうち、第1部門・第5部門及び第2部門・第3部門・第4部門を部門区分とし、15名を選挙台帳に基づく各部門の所属正会員数に応じて部門区分ごとに比例配分する。

第15条 地域別理事は、第9条で定められた区分のうち、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国及び九州・沖縄を地域区分とし、15名を選挙台帳に基づく各地域の所属正会員数に応じて地域区分ごとに比例配分する。ただし、各地域区分ごとに最低1名とする。

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

第17条 専門別・地域別理事及び監事に欠員が生じた場合には、それぞれの次点者をもって補う。その任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 理事長及び常務理事の選出

第18条 理事長及び常務理事の選出は、理事会において次のように行う。

- (1) 理事長は、専門別及び地域別理事の単記・無記名投票によって互選する。投票総数の過半数の票を得た理事を理事長とする。過半数を得た者がいない時は、上位2名を被選挙人とする投票を行い、上位得票者を理事長とする。得票が同数の場合は、抽選によって決定する。
- (2) 常務理事は、理事の互選とする。

第6章 委員会

第19条 この法人にその事業遂行のため、次の常置委員会を置く。

- (1) 機関誌等編集委員会
- (2) 心理学ワールド編集委員会
- (3) 教育研究委員会
- (4) 国際委員会
- (5) 国際賞選考委員会
- (6) 優秀論文賞選考委員会
- (7) 認定心理士資格認定委員会
- (8) 広報委員会
- (9) 倫理委員会

2 各常置委員会の任務、任期、定員等は、別に定める。

第20条 この法人に、常置委員会のほか、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第7章 大会

第21条 この法人は、大会会長のもとに毎年1回大会を行う。

2 大会会長は、理事会が推薦し、理事長が総会に諮って決定する。大会会長の任期は、前年大会の終了時からその年の大会終了時までとする。

3 大会の運営等に関する規程は、別に定める。

第8章 補則

第22条 この定款細則の改正は、総会の議決を経なければならない。ただしその場合の定足数、議決方法は、定款第21条及び第22条に準ずる。

附 則

1 この定款細則は、平成23年4月1日から施行する。